

- ・掲載した情報は、環境省による暫定的な翻訳であり、また最新のものとは限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。
- ・最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント(連絡先)を通じて、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。

【環境省暫定訳】

マレーシア国法

法律第 795 号

2017 年生物資源へのアクセス及び利益の配分に関する法律

原文タイトル : the Access to Biological Resources and Benefit Sharing Act 2017
原文リンク : http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/aktaBI_20171017_795BI.pdf
(最終アクセス日 : 平成 30 年 1 月 19 日)

国王裁可日

2017年10月9日

官報公告日

2017年10月17日

マレーシア国法
法律第 795 号
2017 年生物資源へのアクセス及び利益の配分に関する法律

目次

第 1 部

序文

項

1. 短縮名及び開始
2. 本法の非適用
3. 他の法律と本法の併読
4. 解釈
5. 生物資源へのアクセス
6. 小規模農家の権利

第 2 部

当局

7. 国の権限のある当局
8. 国の権限のある当局の機能
9. 権限のある当局
10. 権限のある当局の機能及び権力
11. 諮問委員会

第 3 部

生物資源へのアクセスの許可証に関する要件

12. 商業目的又は潜在的な商業目的のための許可証の申請
13. 商業目的又は潜在的な商業目的のための許可証の発行
14. 商業目的又は潜在的な商業目的のための許可証は移転不可
15. 非商業目的のための申請
16. 非商業目的のための許可証の発行
17. 決定の通達
18. 許可証が要求されない場合
19. 生物資源又は生物資源に関する研究結果の移転
20. 非商業目的の許可証の商業目的のための利用の禁止
21. 生物資源及び生物資源に関連する伝統的な知識の所有等
22. 利益配分合意

23. 情報に基づく事前の同意及び相互に合意する条件等に関する要件

第4部

許可証、登録、記録及び廃棄

24. 遵守の証明としての許可証
25. 許可証の登録
26. 記録
27. 生物資源の廃棄

第5部

許可の取消し及び上訴

28. 許可の取消し
29. 許可の取消しに対する上訴

第6部

モニタリング及び追跡

30. モニタリング及び追跡のための措置
31. 特許の申請に関する通知

第7部

情報交換センター機構

32. 情報交換センターの設置
33. 掲載及び秘匿の情報

第8部

利用者のための措置

34. 他国の法律を支援する措置

第9部

執行、押収、逮捕等に関する権限

35. 執行官
36. 調査の権限
37. 権限カード
38. 構内に立入る権限
39. 電子化データへのアクセス
40. 物品等の押収
41. 搬送機器の停止、捜索及び押収を行う権限
42. 押収の通知

43. 搬送機器等の一時的な返却
44. 押収された生物資源等の没収
45. 没収された生物資源等の所有
46. 押収された生物資源等の解放
47. 押収された生物資源等の保持費用
48. 押収によって生じた費用又は損害は回復不能
49. その他の権限

第10部 総則

50. 基金への支払い
 51. 違反行為の示談
 52. 検察機関
 53. 虚偽の申告
 54. 法人による違反行為
 55. パートナー、従業員又は認可された仲介者による違反
 56. 公務員
 57. 訴訟及び法的手続きからの保護
 58. 情報提供者の保護
 59. 報酬
 60. 免除する権限
 61. 附則を修正する権限
 62. 規則を作成する権限
 63. 経過措置
- 附則1
- 附則2

マレーシア国法

法律第 795 号

2017 年生物資源へのアクセス及び利益の配分に関する法律

生物多様性条約及び同条約の生物資源及び生物資源に関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分に関する議定書の実施及びこれに関係する事案に関する法律。

[]

生物多様性条約は 1992 年 6 月 5 日にブラジルのリオデジャネイロで署名が開始され、1993 年 12 月 29 日に施行された。

マレーシアは 1994 年 6 月 24 日に加入文書を寄託し、同条約第 36 条に従い、当該条約はマレーシアで 1994 年 9 月 22 日に施行された。

生物多様性条約は、適当な場合には、遺伝資源へのアクセス及びその商業利用及びその他の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関連した規定を実施するために立法上、行政上又は政策上の措置を講じるよう当事者に求めている。

これによりマレーシア議会によって以下のように同法は制定される。

第1部

序文

短縮名及び開始

1. (1) 本法は、「2017年生物資源へのアクセス及び利益の配分に関する法律」として言及することができる。

(2) 下記(3)に従い、本法は、官報での通知により大臣が指定した日付に実施され、大臣は本法の異なる規定の実施に対して異なる日付を指定できる。

(3) サバ及びサラワク各州の場合、本法は、州当局と協議のうえ、大臣が官報での通知により指定した日付に実施される。

本法の非適用

2. 本法は、マレーシアが締約国であるところの生物資源へのアクセス及び利益の配分に関する専門的な文書の対象とする、及びそれが目的とするところの生物資源又は遺伝資源には適用されない。

他の法律と本法の併読

3. (1) 本法は、生物資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分に関する書面による他の法律と併せて読むものとする。

(2) 本法の規定は、森林、野生生物、動物、水産業、絶滅危惧種の国際取引に関して当面施行されている他の法律の規定（本法の規定範囲内のもは除く）に追加されるものであり、これらの適用を制限するものではない。

(3) 生物資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分に関して州が講じる方策が本法の目的及び規定と一貫している限り、本法の内容は一切、州が当該の方策を講じる権利を制限するものとして解釈されないものとする。

解釈

4. 本法では、状況に応じて異なる解釈が必要とならない限り、

「諮問機関」とは、第9項(2)に基づき権限のある当局によって設定された、先住民の社会及び地域社会の代表者で構成される機関をいう。

「諮問委員会」とは、第11項に基づき国の権限のある当局によって設定された委員会をいう。

「動物」には、以下が含まれる。

(a) 生きていますか死んでいるかに関わらず、及び、卵、幼生又はそれらから生じた未成熟形態がどうかに関わらず、あらゆる哺乳類（ヒトを除く）、鳥類、爬虫類、両生類、節足動物、その他の脊椎動物又は無脊椎動物

(b) 容易に認識できる動物の一部又は派生物

(c) 2010 年野生生物保護法[法律第 716 号]で定義されている野生生物、及び

(d) 1985 年漁業法[法律第 317 号]で定義されている魚類

「認可された仲介者」とは、第 12 項又は第 15 項に基づく許可証の申請者が指名する、申請者の代理で生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識を取得する者をいう。

「生物資源」には、以下が含まれる。

(a) 遺伝資源、生物、微生物、派生物、並びに遺伝資源、生物、微生物又は派生物の部分

(b) 現在利用されている若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する個体群その他生態系の生物学的な構成要素、及び

(c) 上記(a)及び(b)に関するあらゆる情報

「情報交換センター機構」とは、第 32 項に基づき国の権限のある当局により設定されたウェブベースの情報ポータルをいう。

「権限のある当局」とは、附則 1 に指定される権限のある当局をいう。

「条約」とは、生物多様性条約をいう。

「派生物」とは、天然に存在する生化学的化合物であって、遺伝の機能的な単位を有しているかどうかに関わらず、生物資源から派生、開発若しくは合成されたもの、又は生物資源若しくは遺伝資源又はその一部、組織若しくは抽出物の遺伝子発現又は代謝の結果生じたもの、及び派生物に関係する情報をいう。

「遺伝資源」とは、遺伝の機能的な単位を持ち、人類にとって現実の又は潜在的な価値を有する、植物、動物、微生物、菌類、又はその他に由来する素材をいう。

「先住民の社会(indigenous community)」とは、以下の者で構成されるグループをいう。

(a) マレーシア本土については、1954 年先住民法[法律第 134 号]に定義される先住民(aborigines)、又は

(b) サバ州及びサラワク州の場合は、連邦憲法第 161 条 a の第 6 節に定義される先住民(natives)

及び、先住民(aborigines)又は先住民(natives)の言葉を話し、習慣的に先住民(aborigines)又は先住民(natives)の伝統的な生活、慣習、信仰に従いこれを体現している者。

「地域社会」は、ともに定住し、継続的に生産プロセス及び文化を受け継ぐ個人の集団又は村若しくは地区に定住し、一つの生態文化系の中で暮らしている個人の集団をいう。

「微生物」とは、不稔性の生物、ウィルス及びウイロイドを含む、顕微鏡的な大きさの生物及びその部分をいう。

「大臣」とは、天然資源及び環境に対して責任を有する大臣をいう。

「非商業的」とは、学術的又は非営利を目的とすることをいう。

「許可証」とは、該当する場合に、第 13 項又は第 16 項に基づき権限のある当局が発行した許可証をいう。

「許可証の所有者」とは、第 13 項又は第 16 項に基づき権限のある当局が発行した許可を所有する者をいう。

「植物」には以下が含まれる。

- (a) 生きているか死んでいるかに関わらず、植物のあらゆる種又はその一部で、茎、枝、塊茎、球根、穀粒、幹、穂木、切穂、取り木、接ぎ穂、吸枝、根、葉、花、果物、種子、又は、分離されているか接続されているかに関わらず、植物の部分又は何らかの産物を含むもの、及び
- (b) 容易に認識できる、植物の部分又は派生物

「構内」には、囲まれているか建物があるかに関わらず、小屋、物置、構造物、プラットフォーム、住宅、建物、輸送機関、及び土地が含まれる。

「所定の」とは、本法に基づく規則により規定されていることをいう。

「繁殖材料」とは、増殖又は繁殖で使用される植物又は動物に由来する素材又は生物資源素材の何らかの部分を用いる。

「研究開発」は、分析、サンプリング、生物検定及び目録作成、又はその他の方法による、分類学研究を含むあらゆる目的のための研究又は体系的調査若しくは技術的な応用、並びに潜在的な商業製品の開発をいう。

「資源提供者」には以下が含まれる。

- (a) 生息域内にある生物資源を所有する連邦政府又は州当局
- (b) 生息域外の生物資源に関して、当該資源の起源地の連邦政府又は州当局
- (c) 相当の注意をもってしても生物資源の起源を確定できない場合、コレクションに含まれているかどうかに関わらず、生息域外の生物資源を所有する政府部局、機関又は公共高等教育機関
- (d) 以下の状況において、資源がアクセスされるところの連邦政府又は州当局
 - (i) 生物資源が民間団体により生息域外の状態で保持されている
 - (ii) 生物資源が私有地から取得された、及び
 - (iii) 相当の注意をもってしても生物資源の起源を確定できない
- (e) 先住民の社会及び地域社会が法律に定められた権利を有する土地に資源がある場合、当該の先住民の社会及び地域社会
- (f) 伝統的な治療提供者である地域社会構成員を含む、生物資源に関連する伝統的な知識の所有者であるところの先住民の社会及び地域社会、又は
- (g) 生物資源が体内から取得されたところの個人

「州当局」とは、マレーシアにおける関連のある州当局、及び連邦直轄領の場合は連邦直轄領に責任を負う連邦政府の大臣をいう。

「取得する(take)」には以下が含まれる。

- (a) 動物に関して、捕獲する(harvest、catch、capture)、罾で捕らえる及び殺す又はその他の方法で入手すること、
- (b) 植物の標本に関して、収集する、収穫する、採集する、集める及び切る又はその他の方法で入手すること、
- (c) 微生物を含むその他の生物資源に関して、収集する、採集する又はその他の方法で入手すること、又は
- (d) その他の方法で生物資源を入手すること

「絶滅のおそれのある分類群」とは、2008年絶滅のおそれある種の国際取引に関する法律[法律第686号]附則3の付録1、2及び3にそれぞれ掲げる近絶滅種、絶滅危惧種又は危急種をいう。

生物資源へのアクセス

5. (1) 以下の場合、当該者は生物資源へのアクセスがあるといえる。
 - (a) 自然の生息地から又はそれが維持、栽培されている若しくは発見された場所（市場を含む）から研究及び開発の目的で生物資源を取得すること、又は
 - (b) 当該の者により取得された生物資源が研究開発の対象になる妥当な見込みがあると権限のある当局が判断した場合
- (2) 生物資源へのアクセスには以下の活動は含まれないものとする。
 - (a) 商業、娯楽又は狩りの目的で魚を釣ること
 - (b) 食用に動物又は植物を取得すること
 - (c) 研究開発以外の目的で栽培又は育成された生物資源を取得すること
 - (d) 石油及び蜂蜜等の自然の産物を研究開発以外の目的で取得すること
 - (e) 繁殖のために植物の再生可能素材を採集すること
 - (f) 商業的な林業を実施すること
 - (g) 先住民の社会及び地域社会に関して、自身の伝統及び慣例による習慣を実施するために生物資源を利用及び交換するため、
 - (h) あらゆる者による以下の生物資源の取得、
 - (i) 2007年バイオセーフティ法[法律第678号]に定義され、知的財産権が付与され存在している遺伝子組換え生物、又は
 - (ii) 2004年植物新種保護法[法律第634号]に基づき栽培者の権利が付与され存在している植物品種、及び
- (i) 第60項で除外されている生物資源へのアクセス

小規模農家の権利

6. (1) 本法の内容は一切、小規模農家の以下の権利を制限すると解釈されないものとする。

- (a) 農場で保存している種子又は繁殖素材を保存、使用、交換及び販売する、及び
 - (b) 従来の育種方法又は農業、園芸、養鶏、酪農、畜産若しくは養蜂での使用に関する従来の慣習を実施する
- (2) 本項の目的上、「小規模農家」は2004年植物新種保護法の定める意味を有する。

第2部

当局

国の権限のある当局

7. (1) 「国の権限のある当局」とされる当局を設置する。
- (2) 国の権限のある当局は、以下の者により構成される。
- (a) 天然資源及び環境について責任を負う省の事務局長を議長とする、及び
 - (b) 大臣により任命される数の者

国の権限のある当局の機能

8. 国の権限のある当局の機能は以下の通りである。
- (a) 権限のある当局による本法の規定の実施及び施行を調整する
 - (b) 権限のある当局と協議のうえ、支払い可能な料金を決める
 - (c) 適当な場合には、本法に基づく事柄に関して、他国、及び生物資源に関するアクセス及び利益の配分に関する条約、合意、協定又は議定書に基づいて設定された事務局と連絡する
 - (d) マレーシアが当事国となっている生物資源へのアクセス及び利益の配分に関する条約、合意、協定又は議定書が本法の目的に関連している場合、当該の条約、合意、協定又は議定書に基づく要件を実施して履行する
 - (e) 生物資源に関するアクセス及び利益の配分に関して認識を高め、トレーニング、教育及び情報を提供する
 - (f) 権限のある当局の発行した許可証の記録簿及び許可証に関連する情報を保管及び維持する
 - (g) アクセスされた生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識を監視及び追跡することを目的として、第30(1)項に基づいた措置を設ける
 - (h) 該当する場合には、先住民の社会及び地域社会の慣習法及び慣例、並びに先住民の社会及び地域社会による地域のプロトコル及び手続の作成を支援する
 - (i) 第32項に基づき情報交換センター機構を設置及び維持する
 - (j) 相当な注意をもってしても生物資源の起源を確立できず、かつ、他の権限の

ある当局の管轄内ではない生息域外コレクションすべてについて、権限のある当局として機能する

- (k) 機能を効果的に実行できるようにするために適切とみなされる他のこと、又は機能の実行に付随することを行う

権限のある当局

9. (1) 附則 1 に指定する権限のある当局は、附則 1 に指定する生物資源へのアクセスに関する全ての問題について、附則 1 に指定する地域での管轄権を有する。

(2) 権限のある当局は、その助言を求め、考慮に入れるところの先住民の社会及び地域社会の代表者で構成される、先住民の社会及び地域社会並びに生物資源に関連する伝統的な知識に関連のある事案を扱う諮問機関を設定する。

(3) 権限のある当局は、これを必要とみなす場合、本法に基づく機能の実施を促進するための委員会を設置する。

(4) 上記(2)に基づき任命された諮問機関の構成員、諮問機関の会合に招待されるその他の者及び上記(3)に基づき設置された委員会の委員は、権限のある当局が決定することのできる手当及びその他の費用を受け取ることができる。

(5) 権限のある当局は、本法に基づく権限の行使及び機能の実施にあたり、国の権限のある当局と協議を行い、当該当局に助言を求めるものとする。

権限のある当局の機能及び権力

10. (1) 権限のある当局の機能は以下の通りである。

- (a) 管轄域内の生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識へのアクセス、及び生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識の利用により生ずる利益の配分に関する申請すべてに対応する
- (b) あらゆるアクセスの申請、及びかかる申請に関する決定の記録を維持する（発行された許可証を含む）
- (c) かかるアクセスの申請及び当該申請に関する決定（許可証を含む）について年次報告書を作成する。また、国の権限のある当局が決定する日付以前に報告書と許可証の写しを国の権限のある当局に提出する
- (d) 機能を効果的に実行できるようにするために適切とみなされる他のこと、又は機能の実行に付随することを行う

(2) 権限のある当局は、本法に基づく機能の実施に必要な又は適切なあらゆること、又は当該機能の実施に関連するあらゆることを行う権限を有する。

諮問委員会

11. (1) 国の権限のある当局は、諮問委員会を設定し、科学、技術、倫理及びその他の関連のある分野の問題に関する経験、知見、専門知識を有する任意の数の者を諮問委員会の委員として任命するものとする。

(2) 上記(1)に基づき任命された諮問委員会の委員及び諮問委員会の会合に招待されるその他のあらゆる者は、国の権限のある当局が決定することのできる手当及びその他の費用を受け取ることができる。

(3) 上記(1)に基づき任命された諮問委員会の委員について、当該任期満了前に辞任する又は委員の席を空ける又は解任された場合を除き、任期は2年以内とし、再任できるものとする。

(4) 諮問委員会は要請に応じて、科学、技術、倫理及びその他の関連のある分野について国の権限のある当局及び権限のある当局に助言を提供する。

第3部

生物資源へのアクセスの許可証に関する要件

商業目的又は潜在的な商業目的のための許可証の申請

12. (1) 商業目的又は潜在的な商業目的のために生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識へアクセスすることを意図している者は（認可された仲介者を通じたそれを含む）、関係する権限のある当局に対し、所定の料金の支払いとともに、規定されている可能性のある形式及び方法で許可証を申請するものとする。

(2) 権限のある当局は、上記(1)に基づき申請書を受領した後、以下の事項が満たされた場合、申請を許可することができる。

- (a) 第22項に従い利益配分合意が設定されている
- (b) 生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識の場合は、それぞれの場合に応じ、申請者が第23項に従い情報に基づく事前の同意を得ている
- (c) 申請が、絶滅のおそれのある分類群に関するものでない
- (d) 申請が、固有種、珍しい種又は連邦法若しくは州法により保護の対象となる種に関するものではない
- (e) アクセスが、先住民の社会及び地域社会の宗教、儀式又はその他の伝統的若しくは慣習的な慣行を含む、暮らし又は文化の慣行に悪影響を与えないと考えられない
- (f) ヒトの遺伝資源へのアクセスの場合は、倫理的な価値又は公益に反する目的のために使用されない
- (g) アクセスが、環境に対して管理及び緩和が難しい悪影響を与えない
- (h) アクセスが、遺伝的侵食の原因にならない又は生態系の機能に影響を与えない
- (i) アクセスが、食の安全保障に悪影響を与えない
- (j) 生物資源が、国又は州の権益に反する目的で使用されない
- (k) 生物資源が、生物兵器又は化学兵器の開発又は軍事若しくはテロ目的で使用されない

- (l) 生物資源が、遺伝子使用制限技術に関連する目的のために使用されない
 - (m) 申請者が本法に基づく違反行為を犯していない
 - (n) 申請者が破産を宣告されていない又は会社の場合は、清算されていない
 - (o) 申請が本法又は他の書面による法律の要件に適合している、及び
 - (p) 生物資源の利用が、マレーシアが加盟国であるところの関連する国際合意又は文書に反していない。
- (3) 権限のある当局は、以下の場合、申請に対する許可を拒否するものとする。
- (a) 上記(2)に指定される条件が満たされていない、又は
 - (b) 国の権限のある当局との協議の後、当該の申請者が、その管轄区内で利用される生物資源が、本法に定めるように情報に基づく事前の同意に従い取得され、かつ、相互に合意する条件が設定されることを必要とする十分かつ効果的な措置を定めていない管轄区からきている、又はそのような管轄区を拠点としている又はそのような管轄区で操業している場合
- (4) 上記(3)にかかわらず、権限のある当局は、生物多様性の保全及び持続可能な利用を阻害しないと確認した場合、上記(2)(c)及び(d)について許可証を発行することができる。
- (5) 権限のある当局は、上記(1)及び(2)に基づいて申請を検討した後、以下を行うことができる。
- (a) 条件付き又は条件無しで申請を許可し、申請者に対し許可証を発行する、又は
 - (b) 申請の許可を拒否し、その理由を明記する
- (6) 上記(1)に基づく許可証なしに生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識へアクセスする、又は(5)に基づく許可証により課せられる条件に従わないいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪判決を受けた場合は以下に処される。
- (a) この者が個人の場合は、50万リングットを超えない罰金又は10年を超えない禁固刑、又はその両方、又は
 - (b) この者が法人の場合は、500万リングットを超えない罰金

商業目的又は潜在的な商業目的のための許可証の発行

13. (1) 権限のある当局は、国の権限のある当局が、権限のある当局と協議のうえで決定することのできる詳細事項を記載した商業目的又は潜在的な商業目的のための許可証を発行する。

(2) 上記(1)に基づく許可証の発行後、許可証に指定される生物資源に関する利用について、本項に基づき新規の申請が行われ許可証が発行された場合を除き、その用途を変更しないものとする。

(3) 権限のある当局は、上記(1)に基づく許可証の発行後、何時においても以下を行うことができる。

- (a) これが必要又は適切と考える場合、許可証に関する追加条件を課す、又は
- (b) 許可証で課されている条件を変更する又は無効にする

(4) 権限のある当局は、上記(3)の措置を講ずる場合、その意図を許可証所有者に書面にて通知し、通知に指定された期間内に書面にて説明する機会を与える。

(5) 通知で指定された期限が切れた後、許可証所有者の説明を考慮に入れ、権限のある当局は上記(3)の条件を課すか、変更するか、無効にするかを決定するものとする。

(6) 権限のある当局は可能な限り早く、上記(5)に基づく決定を書面により許可証所有者に通知し、当該の決定は書面による通知において指定された日付に効力を発する。

(7) 上記(2)、又は上記(3)に基づく許可証で課される条件に違反するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪判決を受けた場合は以下に処される。

- (a) この者が個人の場合は、20万リングットを超えない罰金又は10年を超えない禁固刑、又はその両方、又は
- (b) この者が法人の場合は、50万リングットを超えない罰金

商業目的又は潜在的な商業目的のための許可証は移転不可

14. (1) 許可証保有者は、許可証を移転したり、許可証に基づくいかなる権利、責務、責任又は義務をその他の者に譲渡したりしてはならない。

(2) 上記(1)に違反するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪判決を受けた場合は以下に処される。

- (a) この者が個人の場合は、20万リングットを超えない罰金又は10年を超えない禁固刑、又はその両方、又は
- (b) この者が法人の場合は、50万リングットを超えない罰金

非商業目的のための申請

15. (1) 非商業目的のために生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識へのアクセスを得ることを意図する者（認可された仲介者を通じた、非商業目的のためのそれを含む）は、関係する権限のある当局に対し、所定の形式及び方法で許可証を申請し、あわせて附則2に指定される適切に記入した法定の宣言書の写しを添え、所定の料金を支払うものとする。

(2) 上記(1)に基づいて実施されるあらゆる活動について、関係する権限のある当局が以下を満たしていると判断した場合を除き、公的高等教育機関、公的研究機関又は政府機関と協力して行うものとする。

- (a) 申請者がマレーシア国内を拠点とする又は国内で登録されている非営利団体である
- (b) 地域の研究者が活動に参加している、及び

(c) 能力開発のためのプログラムが活動に含まれている

(3) 権限のある当局は、(1)に基づいて申請書を受領した後、以下の事項が満たされた場合、申請を許可することができる。

(a) 申請が商業目的又は潜在的な商業目的ではない

(b) 生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識の場合は、それぞれの場合に応じ、申請者が第23項に従い情報に基づく事前の同意を得ている

(c) 申請が絶滅のおそれのある分類群に関するものでない

(d) 申請が固有種、珍しい種又は連邦法若しくは州法により保護の対象となる種に関するものでない

(e) アクセスが、先住民の社会及び地域社会の宗教、儀式又はその他の伝統的又は慣習的な慣行を含む暮らし又は文化の慣行に悪影響を与えとは考えられない

(f) ヒトの遺伝資源へのアクセスの場合は、倫理的な価値又は公益に反する目的のために使用されない

(g) アクセスが環境に対し、管理及び緩和が難しい悪い影響を与えない

(h) アクセスが遺伝的侵食の原因にならない又は生態系の機能に影響を与えない

(i) アクセスが食料安全保障に悪影響を与えない

(j) 生物資源が、国又は州の権益に反する目的のために使用されない

(k) 生物資源が、生物兵器又は化学兵器の開発又は軍事若しくはテロ目的で使用されない

(l) 生物資源が、遺伝子使用制限技術に関連する目的のために使用されない

(m) 申請者が本法に基づく違反行為を犯していない

(n) 申請者が破産を宣告されていない、又は会社の場合は清算されていない

(o) 申請が本法又はその他の書面による法律の要件に適合している、及び

(p) 生物資源の利用が、マレーシアが加盟国となっているところの関連のある国際合意又は文書に反さない

(4) 権限のある当局は、以下の場合、申請に対する許可を拒否する。

(a) 上記(3)に指定される条件が満たされていない、又は

(b) 国の権限のある当局との協議の後、当該の申請者が、その管轄区内で利用される生物資源が、本法に定めるように情報に基づく事前の同意に従い取得され、かつ相互に合意する条件が設定されることを必要とする十分かつ効果的な措置を定めていない管轄区からきている、又はそのような管轄区を拠点としている又はそのような管轄区で操業している場合。

(5) 上記(4)にかかわらず、権限のある当局は、生物多様性の保全及び持続可能な利用を阻害しないと判断した場合、上記(3)(c)及び(d)について許可証を発行することができる。

(6) 権限のある当局は、上記(1)及び(3)に基づき申請を検討した後、以下を行うことができる。

(a) 条件付き又は条件無しで申請を許可し、申請者に対し許可証を発行する、又は

(b) 申請の許可を拒否し、その理由を明記する

(7) 上記(1)に基づく許可証なしに生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識へのアクセスを得る、又は(6)に基づく許可証により課せられる条件に従わないいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪判決を受けた場合は以下に処される。

(a) この者が個人の場合は、10万リングットを超えない罰金又は7年を超えない禁固刑、又はその両方、又は

(b) この者が法人の場合は、100万リングットを超えない罰金

非商業目的のための許可証の発行

16. (1) 権限のある当局は、国の権限のある当局が権限のある当局との協議のうえ決定することのできる詳細事項を記載した非商業目的での許可証を発行する。

(2) 上記(1)に基づく許可証の発行後、許可証に指定される生物資源に関する利用について、本項に基づき新規の申請が行われ許可証が発行された場合を除き、その用途を変更しない。

(3) 権限のある当局は、上記(1)に基づく許可証の発行後、何時においても以下を行うことができる。

(a) これが必要又は適切と考える場合、許可証に関する追加条件を課す、又は

(b) 許可証で課されている条件を変更する又は無効にする

(4) 権限のある当局は、上記(3)の措置を講ずる場合、その意図を許可証所有者に書面にて通知し、通知に指定された期間内に書面にて説明する機会を与える。

(5) 通知に指定された期限が切れた後、許可証所有者の説明を考慮に入れ、権限のある当局は、上記(3)の条件を課す、変更する又は無効にする旨を決定する。

(6) 権限のある当局は可能な限り早く、上記(5)に基づく決定を書面で許可証所有者に通知し、当該の決定は書面による通知で指定された日付に効力を発する。

(7) 上記(2)に違反する又は上記(3)に基づく許可証で課される条件に違反するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪判決を受けた場合は以下に処される。

(a) この者が個人の場合は、10万リングットを超えない罰金又7年を超えない禁固刑、又はその両方、又は

(b) この者が法人の場合は、50万リングットを超えない罰金。

決定の通達

17. 権限のある当局は可能な限り早く、本法に基づく許可証の申請に関する決定を書面で申請者に知らせ、国の権限のある当局に通知する。

許可証が要求されない場合

18. 以下については、許可証は要求されない。

- (a) マレーシア国内の公的高等教育機関、公的研究機関又は政府機関の権限に基づいて雇用されている又は調査を行っている、非商業目的の研究を実施している者で、所定の条件を前提とし、かつ、第 23 項(1)に言及する生物資源及び生物資源に関連する伝統的な知識へアクセスするための関係する先住民の社会及び地域社会から得た情報に基づく事前の同意が得られている場合
- (b) 権限のある当局が別段の対応を求め、所定の条件の対象となる場合を除き、マレーシア国内の公的高等教育機関、公的研究機関又は政府機関内の者の間又はそれらの機関若しくは当局の間で非商業目的のための生物資源の交換が行われる場合、又は
- (c) マレーシア国内外の者又は機関が、第 15 項(1)に基づく許可証所有者又は上記(a)に基づく者又は機関から、当該許可証保有者又は当該の者若しくは機関の求めにより、非商業目的の研究を実施する又は継続する目的で生物資源へアクセスする場合

生物資源又は生物資源に関する研究結果の移転

19. (1) 第 18 項(a)及び(b)に言及されるいかなる者又は機関も、権限のある当局による事前の承認を得ない限り、生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識又は生物資源若しくは伝統的な知識に関する研究結果を、第 18 項(a)及び(b)に言及される者又は機関以外に移転してはならない。

(2) 権限のある当局が移転を承認した場合、当該の移転は所定の条件の対象となり、移転先となる者は、権限のある当局が別段の決定をする場合を除き、本法に基づく許可証を取得しなければならない。

(3) 許可証の所有者又は第 18 項(a)及び(b)に言及される者若しくは機関は、アクセスについて権限のある当局に通知し、当該のアクセスは権限のある当局が課すことのできる条件の対象となりうる。

非商業目的の許可証の商業目的のための利用の禁止

20. 非商業目的での許可証を発行されたいかなる者、第 18 項(a)及び(b)に言及されるいかなる者又は機関、及び第 19 項(2)に言及される移転先となるいかなる者も、第 13 項に基づいて商業目的又は潜在的な商業目的のための許可証を入手し、第 22 項に従い利益配分合意が設定されない限り、生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識に関係して商業目的のために研究及び開発を実施、又は他者にこれを実施することを許可してはならない。

生物資源及び生物資源に関連する伝統的な知識の所有等

21. (1) 認可された仲介者ではなく、かつ、生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識を所有する又は管理下に置いている者が、当該の生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識を、本法に基づく許可証を必要とする者に対し、

(a) 供給する、販売する、販売向けに提供又は広告する、又は

(b) 利得、報酬又は利益を得るために提供する場合、

違反行為を犯すことになる。

(2) 上記(1)に基づく違反行為を犯す者は、有罪判決を受けた場合、以下に処せられる。

(a) この者が個人の場合は、50万リンギットを超えない罰金又は10年を超えない禁固刑、又はその両方、又は

(b) この者が法人の場合は、500万リンギットを超えない罰金

利益配分合意

22. (1) 商業目的又は潜在的な商業目的での生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識へのアクセスの許可証の申請者は、資源の提供者との間で利益配分合意を締結するものとする。

(2) 利益配分合意は、相互に合意する条件に基づき、公正かつ衡平な配分について規定するものとする。

(3) 連邦政府又は州当局が上記(1)に基づく資源の提供者ではない場合、申請者は、発生したあらゆる金銭的な利益について、利益配分合意に基づき、それが定めるところのパーセンテージを支払わなくてはならない可能性がある。

(4) そのような金銭的利益は全て、連邦又は州政府が設定することのできる基金に預金されるものとする。

(5) 権限のある当局は、本部に基づいて受領した支払金又はその一部を、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用及びその他の雑費に使用するものとする。

情報に基づく事前の同意及び相互に合意する条件等に関する要件

23. (1) 以下に対するいかなるアクセスについても、関連のある先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意を得るものとする。

(a) 当該先住民の社会及び地域社会が法律で設定された権利を有する土地の生物資源

(b) 当該先住民の社会及び地域社会が保有する生物資源に関連する伝統的な知識

(2) 先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意は、該当する場合に応じて、先住民の社会及び地域社会の慣習法、慣例及び地域の儀礼及び手続に従って入手するものとする。

(3) さらに、第13(1)項に基づく商業目的又は潜在的な商業目的で第19項(1)の

生物資源又は伝統的な知識へのアクセスを意図する者は、関連のある先住民の社会及び地域社会と利益配分合意を締結するものとする。

(4) 以下について、情報に基づく事前の同意を得て、利益配分合意を締結するものとする。

(a) 当該先住民の社会及び地域社会の慣習法、慣例、地域の儀礼及び手続に従って特定された代表者、団体又は組織

(b) 以下の者として特定できるような、生物資源に関連する伝統的な知識の代表者又は組織が無い場合

(i) 先住民の社会及び地域社会内の生物資源に関連する伝統的な知識の所有者、又は

(ii) 生物資源に関連する伝統的な知識の所有者が特定できない場合、それぞれの場合に応じ、連邦政府又は州当局

(5) 上記(4)(b)(ii)に基づく利益配分合意により入手した金銭的な利益は、連邦又は州政府が設定することのできる基金に預金され、あらゆる利益（該当する場合、非金銭的な利益を含む）は、第9項(2)に基づく諮問団体の助言を考慮したうえで、先住民の社会及び地域社会の利益になるよう割り当てられるものとする。

(6) 生物資源に関連する伝統的な同一の知識を、複数の先住民の社会又は地域社会が共有している場合

(a) 申請者は、生物資源に関連する伝統的な知識の全ての所有者の然るべき(duly identified)代表者又は組織の情報に基づく事前の同意を得、かつ、利益配分合意を締結するものとする。

(b) あらゆる状況において、該当する全所有者を確認することが現実的ではなく、これが権限のある当局が満足する程度に証明された場合、申請者は、申請者が確認しうる所有者の然るべき代表者又は組織の情報に基づく事前の同意を得て、利益配分合意を締結するものとする。

(7) 申請が承認された後、生物資源に関連する伝統的な知識の正当な所有者であるといずれかの先住民の社会及び地域社会が主張する場合、権限のある当局は以下を行う。

(a) 情報に基づく事前の同意が入手され、かつ、利益配分合意が締結されたところの先住民の社会及び地域社会と協議のうえ、当該主張について判断する

(b) 当該主張が十分に証明されたらと権限のある当局が確認した場合、利益配分合意を締結した先住民の社会及び地域社会に与えられるべき利益を共有する権利を当該先住民の社会及び地域社会が有することを宣言する、及び

(c) 関係のある先住民の社会及び地域社会すべてと協議のうえ、上記(b)に基づき当該先住民の社会及び地域社会が権利を有する利益の量及び性質を判断する

第4部

許可証、登録、記録及び廃棄

遵守の証明としての許可証

24. (1) 権限のある当局は、第 13 項又は第 15 項に基づく許可証の発行後、国の権限のある当局に当該許可証の写しを送付するものとする。

(2) 上記(1)で言及されている許可証は、以下の情報の証拠になるものとする。

(a) 生物資源へのアクセスに関する、権限のある当局の情報に基づく事前の同意

(b) 該当する場合には、生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識へのアクセスに関する、第 23 項に基づく先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意

(c) アクセスされた生物資源の起源

(d) 該当する場合は、資源提供者との利益配分合意の設定

(e) 許可証の発行先となる者

(f) 許可証を発行する目的となる用途

許可証の登録

25. 国の権限のある当局は、権限のある当局が発行した許可証の登録を保管及び維持するものとする。

記録

26. (1) 生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識へのアクセスに関して許可証を発行された者は、以下の記録を保持するものとする。

(a) 生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識の説明（利用可能な固有の識別子を含む）

(b) アクセスの日付

(c) アクセスの場所

(d) 生物資源の数量又は大きさ（重量、物理的な寸法等）

(e) 生物資源の一般及び科学的名称又は与えられている名称

(f) 生物資源が保管されている場所

(g) 生物資源の後続の物理的な処理の詳細（生物資源又は生物資源の一部を所有する他者の名前及び住所を含む）

(2) 生物資源が取得された日から 30 日以内又は国の権限のある当局及び権限のある当局が決定することのできるその他の期限までに、上記(1)に言及する記録の写しを権限のある当局及び国の権限のある当局にそれぞれ提供する。

(3) 生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識を許可証の所有者が所有している間及び利用期間の終了後 20 年間、許可証の所有者は上記(1)で言及される記

録を保管するものとする。

生物資源の廃棄

27. (1) 許可証の所有者が第 26(1)項に従って記録を保持している生物資源の保管を意図していない場合、当該の許可証の所有者は生物資源を権限のある当局に提供するものとする。

(2) 権限のある当局が上記(1)の状況で生物資源を取得することに同意しない場合、許可証の所有者は、権限のある当局が決めうる方法で生物資源を廃棄するものとし、ただちに生物資源の廃棄に関する報告書を権限のある当局に提供するものとする。

第 5 部

許可の取消し及び上訴

許可の取消し

28. (1) 権限のある当局は、以下のすべて又はいずれかの理由により、本法に基づいて発行された許可をいつでも取り消すことができる。

- (a) 許可証の所有者が本法の規定に従わなかった
- (b) 許可証の所有者が許可の条件のいずれかに違反した
- (c) 許可証が虚偽の情報、誤解を招く情報又は不正確な情報の結果、発行された
- (d) 許可証が不適切に又は違法に取得された
- (e) 許可証の所有者が本法に基づく違反で有罪を宣告された

(2) 許可の取消しに先立ち、権限のある当局は許可証の所有者に説明の機会を与える。

(3) 権限のある当局が上記(1)に基づいて許可を取消した場合、権限のある当局は、許可証の所有者及び国の権限のある当局に対し、ただちに取消しの決定及びその理由を通知する。

(4) かかる通知の後、許可証の所有者は、許可証を発行した権限のある当局に対し、許可証、研究結果、関連文書及びアクセスされた生物資源をただちに引き渡すものとする。

(5) 上記(4)に違反する許可証の所有者は、違反行為を犯すことになり、有罪判決を受けた場合は以下に処せられる。

- (a) この者が個人の場合は、20 万リングットを超えない罰金又は 10 年を超えない禁固刑、又はその両方、加えて、違反行為が継続する場合は、有罪判決を受けた日付以降に犯された違反行為について 1 日あたり 5 千リングットを超えない追加罰金、又は
- (b) この者が法人の場合は、50 万リングットを超えない罰金、加えて、違反行

為が継続する場合は、有罪判決を受けた日以降に犯された違反行為について 1 日あたり 1 万リングットを超えない追加罰金。

許可の取消しに対する上訴

29. (1) 許可の取消しによって不当な扱いを受けた者は、書面による取消しの通知を受けた日から 30 日以内に裁判所に当該決定について上訴することができる。

(2) 上記(1)に基づいて上訴内容を検討した後、裁判所は上訴された決定を確認するか破棄する可能性がある。

(3) 本項の目的上、「裁判所」とは、それぞれ必要に応じ、マラヤ高等裁判所並びにサバ及びサラワク州高等裁判所、又は、マラヤ高等裁判所かサバ及びサラワク州高等裁判所のいずれか、を意味する。

第 6 部

モニタリング及び追跡

モニタリング及び追跡のための措置

30. (1) 国の権限のある当局は、権限のある当局及び他の関連のある機関と協議のうえ、生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識をモニタリング及び追跡する目的で措置を設定するものとする。

(2) かかる措置には以下が含まれるものとする。

(a) チェックポイントの設置、及び

(b) 設置されたチェックポイントでの許可証の提出に関する要件

(3) 上記(2)(a)で設置されたチェックポイントには、特許、製品登録又は製品上市認定、及び公的研究助成金の申請を取り扱う事務所又は当局が含まれる。

(4) チェックポイントを担当する当局は、(2)(b)に基づく許可証の提出について国の権限のある当局及び関係する権限のある当局に書面で通知するものとする。

特許の申請に関する通知

31. (1) マレーシア国内外を問わず、アクセスされた生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識に関する特許を申請する者は、申請日から 30 日以内にその旨を国の権限のある当局に書面で通知する。

(2) 上記(1)に違反する者は、違反行為を犯すことになり、有罪判決を受けた場合は以下に処せられる。

(a) この者が個人の場合は、10 万リングットを超えない罰金又は 7 年を超えない禁固刑、又はその両方、及び

(b) この者が法人の場合は、50 万リングットを超えない罰金

第7部 情報交換センター機構

情報交換センターの設置

32. 国の権限のある当局は、アクセス及び利益の配分に関する情報及び権限のある当局が本法に従い国の権限のある当局に提供する情報を共有する手段として、情報交換センター機構を設置及び維持するものとする。

掲載及び秘匿の情報

33. (1) 本法に基づいて国の権限のある当局に送付される許可証上の情報を含む許可証の写しは、その権限を与えられた者により情報交換センター機構のウェブサイトに同時に掲載される。

(2) 上記(1)に基づく情報が、関係する権限のある当局による決定として秘匿とされている場合、これを掲載しないものとする。

(3) 上記(2)の目的上、情報は以下のいずれかの場合に秘匿とみなされる。

(a) 文化上の機密に関わる場合、又は

(b) 開示されると以下の可能性がある場合

(i) 個人の商業的な利益を害する

(ii) 生物多様性に危険がおよぶ

(iii) 国益に反する

(4) 上記(3)(b)(i)に基づく機密の判断は、申請者の申請に基づいて行われるものとする。

第8部 利用者のための措置

他国の法律を支援する措置

34. (1) 名古屋議定書締約国により当該許可証又はこれに相当するものが必要とされる場合、当該締約国の管轄区から生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識へアクセスする者は、その利用又は商業化に先立ち、当該締約国の法律又は規則の遵守を証明するものとして許可証又はこれに相当するものを関係する当局に提出する。

(2) 上記(9)の目的上、国の権限のある当局は、許可証又はこれに相当するものが付随しない生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識の利用又は商業化を防止するための措置を設定する。

(3) 締約国である他国の権限のある当局が、国の権限のある当局に対し、生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識へのアクセスに関する許可証又はこれに相当するものを発行していない又は相互に合意する条件が設定されていないことを通知することは、該当する通知の一応の証拠(*prima facie evidence*)になるものとする。

第9部

執行、押収、逮捕等に関する権限

執行官

35. 執行官とは、権限のある当局の推奨を受け大臣に任命されるあらゆる官吏を指す。

調査の権限

36. (1) 執行官は、本法に基づく調査を行うために必要なあらゆる権限を有するものとする。

(2) 本法に基づく違反行為に関する申し立てにおいて調査を実施する執行官は、刑事訴訟法[法律第 593 号]による押収が可能な申し立てにおいて、警察の捜査に関連した特別な権限のすべて又は一部を行使することができる。

(3) 本項は、他の書面による法律に基づくいずれかの者に付与された類似した権限を制限する又は影響を与えるものと解釈されないものとする。

権限カード

37. (1) 第 35 項に基づく各執行官に対して権限カードが発行され、関係する権限のある当局により然るべく指名された役人が当該のカードに署名するものとする。

(2) かかる執行官が本法に基づいて何らかの権限を行使する場合、当該執行官は要求に応じて、権限を行使する相手に対し、上記(1)に基づいて発行された権限カードを提示するものとする。

構内に立入る権限

38. 執行官は、何時においても、以下の目的で構内に立入ることができる。

- (a) 必要とみなす生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の品物を検査する
- (b) 記録、貸借表又は執行官に与えられた情報の正確さを確認する
- (c) 生物資源を収集する

電子化データへのアクセス

39. 本法に基づく捜索を行う執行官は、コンピュータに保管されているかどうかを問わず、電子化データへのアクセス権を付与されるものとし、この目的で、必要なパスワード、暗号化コード、復号化コード、ソフトウェア又はハードウェア及び電子化データを理解するために必要な他の手段を提供されるものとする。

物品等の押収

40. 執行官は、生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又は本法に基づく違反行為に使用された又は将来使用されると執行官が疑うことが妥当であるところのその他の物品を押収及び保留することができる。

搬送機器の停止、捜索及び押収を行う権限

41. (1) 執行官は、本法に基づく違反が行われている又は行われた生物資源、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品を搬送機器が運んでいると疑うのに妥当な理由がある場合、当該搬送機器を停止して調査し、調査後に当該搬送機器がかかる違反行為に使用されている又は使用されたと確信するに妥当な理由があれば、当該搬送機器及び当該違反行為の証拠になると妥当に考えられる搬送機器で見つかった生物資源、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品を押収することができる。

(2) 搬送機器を管理している者又は責任を負っている者は、執行官の要請に応じて以下を行うものとする。

(a) 搬送機器を停止し、執行官がこれを調べることを許可する

(b) 調査向けに搬送機器のあらゆる部分を開き、かかる調査の遂行を可能又は促進するために必要だと執行官がみなすあらゆる措置を講ずる

(3) 上記(2)に違反した人は違反行為を犯したことになり、有罪判決が出た場合は10万リンギット以下の罰金又は4年以下の禁固刑、又はその双方に処せられるものとする。

押収の通知

42. (1) 本法に基づいて押収が行われる場合、押収を行う執行官は、押収される生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品の所有者若しくはその所在が判明していれば、書面による押収及びその理由の通知を送達することにより通知を行うものとする。

(2) 押収が以下の立会いのもとで行われる場合は、上記(1)の通知を提供する必要はない。

(a) 所有者又はその代理人

(b) 敷地の占有者

(c) 第40項に基づいて押収が行われるところの搬送機器を管理又は担当する者

(3) 生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の

品目が保管、維持されている又は発見された場合、物品の押収を行う執行官は、押収した品目の一覧表を作成し、これに署名し、ただちにその写しを捜索が行われた場所、敷地又は搬送機器の所在地において、当該の場所、敷地又は搬送機器の所有者若しくは管理者又は当該所有者若しくは管理者の代理人又は従業員に提供する。

搬送機器等の一時的な返却

43. (1) 本法に基づいて搬送機器、機械、発明品又は装置が押収された場合、裁判所は当該搬送機器、機械、発明品又は装置を、当該搬送機器、機械、発明品又は装置の所有者又は自身が所有、保護若しくは管理している物が押収されるところの者に一時的に返却する可能性がある。これは、裁判所が課す可能性のある条件の対象となり、いずれの場合でも、裁判所が納得できるように当該搬送機器、機械、発明品又は装置が要求に応じて裁判所に引き渡され、当該条件がある場合はこれが遵守されるという十分な保証を提供する必要がある。

(2) 押収された搬送機器、機械、発明品又は装置が上記(1)に基づいて一時的に返却される場合、

(a) 要請に応じて当該搬送機器、機械、発明品又は装置を裁判所に引き渡さない、又は

(b) 上記(1)に基づいて課された条件に違反する

者は違反行為を犯すことになり、有罪判決が出た場合、10万リンギット以下の罰金又は7年以下の禁固刑、又はその双方に処せられるものとする。

押収された生物資源等の没収

44. (1) 本法に基づいて付与された権限の行使において押収された生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品は、没収されるものとする。

(2) 本法に基づく違反が行われ、当該違反で起訴された者がいない場合でも、生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品が違反の目的物であるか、違反行為で使用されたことを裁判所が納得できるように証明された場合、生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品の没収命令が行われるものとする。

(3) 本法に基づいて押収された生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品に関する起訴がない場合、当該生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又は他の物品が押収された者の最後の既知の住所に通知が送達された日から1ヶ月の期間が満了した時点で、当該生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又は他の物品は取得され、没収されたとみなされる。当該期間が満了する前に上記(4)、(5)、(6)、(7)に規定されている方法で要求が行われないう限り、当該生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品に関する起訴がないことを示すものとする。

(4) 上記(3)で言及されている生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品の所有者であり、かつ、没収される義務がないことを主

張する者は、自身で又は書面で権限を付与された代理人を通じて、当該生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品を保持している執行官に対し、書面による通知を提供し、当該生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品の返還を要求することができる。

(5) 上記(4)で言及されている通知の受領後、執行官は行政官に当該要求を付託し、その決定を受けるものとする。

(6) 上記(5)に基づいて問題が付託された行政官は、生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品の所有者であると主張する者及びこれが押収された者に対し、出頭するよう求める召喚状を発行するものとする。また、当該者が出頭する又は出頭せず、召喚状の適切な送達が証明された場合、行政官は問題の調査に進むものとする。

(7) 本法又はその下位法令のいずれかに基づく違反が行われ、上記(6)で言及されている生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品が当該違反の目的物であるか、当該違反行為に使用されたことが証明された場合、行政官は生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又は他の物品を没収するよう命じ、このような証明がない場合はその解放を命じるものとする。

(8) 没収された又は没収されると思われる生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品は、権限のある当局に届け、権限のある当局が適切と考える方法で処分するものとする。この中には、権限のある当局が決定した場合の下記(9)に基づく本国送還が含まれる。

(9) 本法に基づき、本法に違反してマレーシアに輸入された生物資源に関して本国送還が決定され、かつ、生物資源が搬送機器でマレーシアに持ち込まれていた場合、当該生物資源の所有者若しくは輸入業者又はその代理人は、権限のある当局により書面で求められた場合、以下を提供するか、以下について責任を負うものとする。

(a) 生物資源がマレーシアに発送された場所又は権限のある当局の指定したその他の港、又は場所に当該生物資源を返還するための自由な通過

(b) 必要な場合は、移動、飛行又は旅程中の生物資源の適切な維持及び保管

(10) 以下の期間内に権限のある当局が本国送還の決定を下さない限り、上記(9)に基づいて責任を問われる者はいないものとする。

(a) 裁判が開始されない場合は、生物資源がマレーシアに輸入された日から12ヶ月以内

(b) マレーシアへの輸入に関連した違反の裁判が終了した日から6ヶ月以内

(11) 上記(9)に違反する者は違反行為を犯したことになり、有罪判決が出た場合、以下に処せられるものとする。

(a) この者が個人の場合は、10万リンギット以下の罰金又は7年以下の禁固刑、又はその双方、又は

(b) この者が法人の場合は、15万リンギット以下の罰金

没収された生物資源等の所有

45. 本法に基づき没収された又は没収されると思われる生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又は他の物品は、権限のある当局が所有するものとする。

押収された生物資源等の解放

46. 第44項にかかわらず、権限のある当局が適切と考える場合、本法に基づいて押収された生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品を、押収の前に所有、保護又は管理していた者に解放するよう、いつでも指示することができる。

押収された生物資源等の保持費用

47. 本法に基づく違反に関する公判が完了するまで、本法に基づいて押収された又は引き渡された生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品を権限のある当局の管理下で保持している場合、この管理保管費は、当該違反でいずれかの者が有罪になれば、当該の者が権限のある当局又は政府に支払うべき負債になるものとし、したがって回復可能になるものとする。

押収によって生じた費用又は損害は回復不能

48. 裁判所の公判において、本法に基づいて付与された権限の行使により又は行使を意図して押収された若しくは引き渡された生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品の押収に関して、かかる公判の費用又は損害を負担する又は他の救済を受ける権利がある者はいないものとする。ただし、かかる押収が妥当な理由なく行われた場合は除く。

その他の権限

49. (1) 執行官は、本法又はその下位法令を実施する目的で以下の行為のすべて又は一部を実施する権限を有する。

- (a) 記録、会計報告書及び文書の提出を求め、これについて監察、調査及び写しの作成を行う
- (b) 本法又はその下位法令に基づくあらゆる事案又は違反行為に関連して、あらゆる者に対し身分を証明する文書の提出を求める、又は
- (c) 本法又はその下位法令の規定が遵守されていたことを確認するために必要な照会を行う

(2) 上記(1)に基づく要請に従わない者は違反行為を犯したことになり、有罪判決が出た場合は10万リングット以下の罰金又は7年以下の禁固刑、又はその双方に処せられるものとする。

第 10 部

総則

基金への支払い

50. 第 22 項及び第 23 項(5)に基づき権限のある当局が受領した金銭を除き、本法に基づいて権限のある当局が受領した金銭はすべて、以下に払い込まれ、以下の一部を形成する。

- (a) 権限のある当局が連邦政府の管轄内である場合は統合基金、又は
- (b) 権限のある当局が州政府の管轄内である場合は州統合基金

違反行為の示談

51. (1) 大臣は、検察官の承認を得て、以下を規定する規則を定めることができる。

- (a) 本法及び本法に基づき定められた規則に基づく示談可能な違反行為
- (b) 当該違反行為の示談の条件
- (c) 当該違反行為の示談の方法及び手続

(2) 権限のある当局は、検察官の書面による合意を得て、本法に基づき、かつ示談可能であると規定される違反行為について、当該違反を行ったとされる者に対し、書面により、当該提案で指定された期間内に当該違反に対する罰金の上限額の 50 パーセントを超えない金額が権限のある当局に支払われた場合に違反行為が示談されることを提案することにより、示談することができる。

(3) 上記(2)の提案は、違反が行われた後、いつでも行うことができるが、起訴が開始される前でなくてはならない。

(4) 提案で指定された金額が提案で指定された期間内又は権限のある当局が付与することのできる延長期間内に支払われない場合、その後の何時においても、提案が行われた者に対する当該違反行為の起訴を開始することができる。

(5) 上記(2)に基づき違反が示談された場合、その後は当該違反について、示談が提案された者に対する起訴は開始されないものとし、当該違反に関連して押収された生物資源、搬送機器、機械、発明品、装置、書籍、記録、文書又はその他の物品は、権限のある当局が適切と考える条件に基づき、第 44 項及び第 46 項に従い権限のある当局により没収又は解放される可能性がある。

検察機関

52. 本法に基づく違反の起訴又は当該違反に関連のある起訴は行われたいものとする。ただし、検察官の書面による同意がある場合は除く。

虚偽の申告

53. (1) 本法の要求に対して口頭又は書面で、真実でない、正確でない又は誤解を招

くような申告、回答、証書又はその他の文書若しくは情報を提供する者は、違反行為を犯したことになり、有罪判決が出た場合、以下に処せられるものとする。

(a) この者が個人の場合は、50万リングット以下の罰金又は3年以下の禁固刑、又はその双方、又は

(b) この者が法人の場合は、50万リングット以下の罰金

(2) 以下の者、

(a) 合法的な権限なく、許可証、証明書又は登録を改変、偽造、削除、変造する者、又は

(b) 改変、偽造、削除、変造された許可証、証明書又は登録を故意に使用する者は、違反行為を犯したことになり、有罪判決が出た場合、以下に処せられるものとする。

(aa) この者が個人の場合は、10万リングット以下の罰金又は7年以下の禁固刑、又はその双方

(bb) この者が法人の場合は、50万リングット以下の罰金

法人による違反行為

54. 法人が本法又はその下位法令に基づく違反行為を犯した場合、違反行為のあった時点で当該法人の取締役(director)、支配人(manager)、秘書(secretary)若しくはその他の類似の幹部だった者又はかかる地位にあると称する者、又は、当該法人の業務の管理に何らかの方法で又はある程度責任を負っていた又はそのような管理を支援していた者は、

(a) 法人と同一の裁判において個別に又は連帯で責任を負わされる可能性がある、及び

(b) 法人が違反行為を犯したことが判明した場合、この者は当該の違反行為を犯したとみなされ、かつ、有罪判決を受けた場合は、当該の地位における自らの職能の性質及びすべての状況を考慮しつつ以下を証明しない限り、個人を適用対象とした刑罰に処せられる。

(i) 自身の知識、同意又は黙認がなく違反が行われた、及び

(ii) 違反行為を防ぐため、あらゆる妥当な予防措置をとり、相当な注意を実施したこと

パートナー、従業員又は認可された仲介者による違反

55. 何らかの行為、不作為、怠慢又は不履行を個人的に犯した場合に、当該の行為、不作為、怠慢又は不履行のために本法に基づく刑罰に処せられることになる者は、その行為、不作為、怠慢又は不履行が自身のパートナー、従業員又は認可された仲介者によって行われた場合でも、以下を証明しない限り、同一の刑罰に処せられる。

(a) 自身の知識、同意又は黙認なく当該の行為、不作為、怠慢又は不履行が行われた、及び

- (b) 当該の行為、不作為、怠慢又は不履行を防ぐために、あらゆる妥当な予防措置を講じ、及び相当な注意を実施したこと

公務員

56. 国の権限のある当局又は権限のある当局の構成員、職員、従業員又は代理人は、かかる構成員、職員、従業員又は代理人としての自身の職務を遂行する間、刑法[法律第 574 号]の意味の範囲内で公務員とみなされるものとする。

訴訟及び法的手続きからの保護

57. 行為が誠意をもって、並びに、それが満たすことを意図されているところの目的のため及び本法の規定の執行のために必要であるという妥当な確信をもって行われた場合、司法機関において以下の者に対する訴訟が成立したり、提訴されたり、又は訴訟幫助に当たる手助けが行われたりすることはないものとする。

- (a) 国の権限のある当局及び権限のある当局の構成員、職員又は執行官、及び
- (b) その他の者に対し、国の権限のある当局又は権限のある当局、執行官又は国の権限のある当局若しくは権限のある当局が然るべく指名したその他の職員の命令、指示又は指令に基づいて行った又は行ったと称される行為について、これを理由に、又はこれに関して

情報提供者の保護

58. (1) 下記(2)及び(3)に規定されている場合を除き、いかなる民事訴訟又は刑事訴訟の証人も、情報提供者の氏名若しくは住所又は当該の情報提供者から受領した情報の内容を開示したり、当該情報提供者の特定につながる可能性がある事柄を述べたりすることを、義務付けられない又は許可されないものとする。

(2) 民事又は刑事訴訟において証拠となっている又は調査されるべき書籍、記録、勘定書、文書又は電子化データに、情報提供者の氏名又は何らかの記述の記入がある場合、又は情報提供者の特定につながる可能性のある記述の記入がある場合は、裁判所は情報提供者を特定から保護するために必要な範囲で、かかる部分をすべて秘密にするか、抹消せしめるものとする。

(3) 本法又はその下位法令に基づく違反行為に関する裁判において、訴訟事実を詳細に審問したのち、情報提供者が虚偽であると知っている若しくは確信している又は真実であると確信していなかった重大な陳述を、自身の申立てにおいて故意に行つたと裁判所が確信した場合、又は、その他の訴訟において、情報提供者を明らかにすることなく当事者間を公平に裁くことはできないと裁判所が考える場合、裁判所は情報提供者に関して、書面があれば申立ての原本を提出するよう求め、調査を許可し、完全な開示を求めることができる。

報酬

59. 国の権限のある当局又は権限のある当局は、本法及びその下位法令に基づく違反の検知又は本法に基づく押収に関連した服務に対して、支払うことが適切であると考える報酬を命じることができる。

免除する権限

60. (1) 大臣は、官報に掲載する命令により、本法の規定すべて又は一部から以下を免除することができる：

(a) 以下の場合、大臣が指定しうる目的のために、将来的にコレクションに追加されるものを含む特定の生物資源又は生物資源の特定のコレクション

(i) コレクションの一部かどうかに関わらず、資源が政府省庁又は機関により生息地以外の場所で標本として保持されており、当該の生物資源へのアクセスが本法の目的に沿う形で当該機関又は機関により管理されている

(ii) 生物資源を保持する政府省庁又は機関により上記(1)(a)(i)に基づく書面による要請が行われている、又は

(iii) 本法の目的に沿った生物資源へのアクセス及び利益の配分について定める、交換及び利用に関する慣行が存在している、及び

(b) 関係する権限のある当局の推奨を受け、かつ、国の権限のある当局及び第9項(2)に基づき設定された諮問機関（先住民の社会及び地域社会の利害が影響を受ける可能性がある場合）と協議のうえ、大臣が適切と判断する条件に従って、いずれかの者若しくは者の層又は生物資源の利用を含むあらゆる生物資源

(2) 大臣は、生物多様性の保全を促進する目的で、特定の生物資源又は生物資源の特定のコレクションに関して異なる手続を定めることができる。

(3) 大臣は、生物資源が特定の州当局の管轄区内に存在する場合、上記(1)(a)に基づく免除に先立ち、関係する州当局の同意を得るものとする。

(4) 大臣は、関係する権限のある当局の推奨を受け、かつ、国の権限のある当局及び第9項(2)に基づき設定された関係する諮問機関（先住民の社会及び地域社会の利益が影響を受ける可能性がある場合）と協議のうえ、免除をもちや付与すべきでないことを確信すれば、上記(1)に基づき行われた命令を無効にできる。

附則を修正する権限

61. (1) 下記(2)に従い、大臣は官報に掲載される命令により附則を修正することができる。

(2) 附則1は関係する州当局の同意を得た場合に限り修正することができる。

規則を作成する権限

62. (1) 大臣は、国の権限のある当局及び権限のある当局、並びにこれが必要かつ適

切な場合、第9項(2)に基づき設定される諮問機関と協議のうえ、本法の規定をよりよく施行するために適切又は必要な可能性がある規則を作成することができる。

(2) 上記(1)の通則にかかわらず、以下の目的で規則を作成することができる。

- (a) 本法に基づく生物資源及び生物資源に関連する伝統的な知識へのアクセスを申請する方法、申請者が提供する詳細、期間、条件及び許可証の発行後に課される制限を規定する
- (b) 第18項(a)及び(b)に基づく生物資源及び生物資源に関連する伝統的な知識へのアクセスに関する条件及び要件を規定する
- (c) 生物多様性の保全を促進するため、特定の生物資源又は生物資源の特定のコレクションに関して特別な手続を規定する
- (d) 生物資源全般又は特定の生物資源若しくは生物資源に関連する伝統的な知識のコレクションについて、アクセス及び利益の配分のための標準的な手続又は規範を規定する
- (e) 認可された仲介者による生物資源及び生物資源に関連する伝統的な知識へのアクセスの方法を規定する
- (f) 許可証の取消しについて規定する
- (g) 手数料及び料金に関連する事項について規定する
- (h) 上訴の手続を規定する
- (i) 諮問機関、委員会及び諮問委員会の設置及び運営に関連した構成、報酬、手続及び付随的な事項について規定する
- (j) 利益配分合意の最低条件を規定する
- (k) 許可証又はこれに相当するもの、及び相互に合意する条件が設定されているという証拠が付随していない生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識のマレーシア国内での利用を防止することを目的とした措置を定める
- (l) アクセスされた生物資源を監視及び追跡することを目的とする措置を定める
- (m) 先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意を得るための必須要素を定める、及び
- (n) 本法の規定により意図されている、又は本法の規定を完全に実行するために必要な事項及びその適切な管理について規定する

(3) 上記(1)に基づき作成される規則は、規則に違反する行為を違反行為の犯罪として規定し、以下の罰則を規定することができる。

- (a) この者が個人の場合は、20万リングットを超えない罰金又は10年を超えない禁固刑、又はその両方、又は
- (b) この者が法人の場合は、50万リングットを超えない罰金

経過措置

63. (1) 本法が施行される日に、本法が適用される生物資源又は生物資源に関連する

伝統的な知識に資源提供者の同意を得てアクセスする者は、本法の施行日から12ヶ月以内に、状況に応じて第12項又は第15項に基づいて許可証の申請を行うものとする。

(2) 当該申請の判定が出るまでの間、かかる者は引き続き生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識にアクセスすることができる。

(3) 本法の施行日より後に、それについて本法が適用される場所の生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識を所持し、かつ、利益配分合意を締結していない者は、以下の場合に資源提供者とかかる合意を締結するものとする。

(a) 生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識の新たな利用がある、又は

(b) 生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識から生ずる新たな製品が開発されている。

(4) 上記(3)に基づく利益配分合意の締結後、権限のある当局は第12項に基づき生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識へのアクセスのための許可証を発行するものとする。

附則 1
 [第 9 項(1)]
 権限のある当局

権限のある当局	生物資源	地域
Ministry of Federal Territories (連邦直轄領省)	本法の対象すべて	クアラルンプール、ラブアン、プトラジャヤ連邦直轄領
Johor State Economic Planning Unit (ジョホール州経済計画ユニット)	本法の対象すべて	ジョホール州
Kedah State Economic Planning Unit (ケダ州経済計画ユニット)	本法の対象すべて	ケダ州
Kelantan State Economic Planning Unit (クランタン州経済計画ユニット)	本法の対象すべて	クランタン州
Melaka State Economic Planning Unit (マラッカ州経済計画ユニット)	本法の対象すべて	マラッカ州
Negeri Sembilan State Forestry Department (ネグリ・スンビラン州森林局)	本法の対象すべて	ネグリ・スンビラン州
Pahang State Economic Planning Division (パハン州経済計画課)	本法の対象すべて	パハン州
Penang State Economic Planning Unit (ペナン州経済計画ユニット)	本法の対象すべて	ペナン州
Perak State Economic Planning Unit (ペラ州経済計画ユニット)	本法の対象すべて	ペラ州
Perlis State Economic Planning Unit (ペルリス州経済計画ユニット)	本法の対象すべて	ペルリス州
Selangor State Economic Planning Unit (セランゴール州経済計画ユニット)	本法の対象すべて	セランゴール州
Terengganu State Economic Planning Unit (トレンガヌ州経済計画ユニット)	本法の対象すべて	トレンガヌ州
Sabah Biodiversity Council (サバ州生物多様性委員会)	本法の対象すべて	サバ州
Ministry of Urban Development and Natural Resources (都市開発・自然資源省)	本法の対象すべて	サラワク州

附則 2
第 15 項 (1)
様式 1
非商業目的での許可証の法的宣言申請書

私、_____ [申請者の氏名] (NRIC 番号 / パスポート番号 _____) _____
_____ [住所] は、厳然と誠意をもって以下を宣言します：

1. _____ [生物資源、生物資源に関連する伝統的な知識、アクセス及び利用の目的を記入] に関して、私は、
- (a) 提案されている行為が関係する生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識を商業目的又は潜在的な商業目的で使用する意図はありません
 - (b) 生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識に関する研究結果の書面による報告書を権限のある当局に提供します
 - (c) 採集した生物資源の分類学上の複製を権限のある当局に提供します
 - (d) 権限のある当局の書面による事前の許可なしに生物資源を権限のある当局以外の者に渡しません
 - (e) 生物資源又は派生物について、又は生物資源に関連する伝統的な知識に関係して、商業目的又は潜在的な商業目的で研究又は開発を実施しない、又は他者にこれを実施することを許可しません。ただし、本法第 12 項に従い商業目的又は潜在的な商業目的での許可証を取得し、第 22 項(1)に従い利益配分合意が締結されている場合は除きます。

2. 私は、法定の宣言書において意図的に虚偽の陳述を行う者は、本法第 53 項に基づく違反行為を犯すことになることを認識しています。

また、私はこの宣言が真実であると確信し、1960 年法定宣言法の規定によりこの厳粛な宣言を誠実にを行います。

上記の者 _____ により _____ 年 _____ 月 _____ 日に _____ において、以下の者の前で署名され厳然と宣言される。

(裁判官、行政長官、又は宣誓管理官の署名)